

第87号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして知事が別に定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）」に、「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして知事が別に定める者を同項」を「特定退職者を同法第23条第2項」に改め、同条第3項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者にあっては、6月以上）」に改め、同条第17項中「又は船員保険法（昭和14年法律第73号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第8条第17項の改正規定及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第8条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 新条例第8条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。